

令和 8 年度第 1 回亀山市廃棄物減量等推進審議会 議事録

日 時： 令和 8 年 6 月 3 0 日（火） 1 4 時 0 0 分～ 1 6 時 0 0 分

場 所： 亀山市総合環境センター 4 階 研修室

出席者： 朴 恵淑 原 重孝 内田 茂 佐野 嘉和
小谷 綾子 服部 典子 豊田 和人 武田 朗
堤 大介 草川 温子 渡邊 尚也

欠席者： 加藤 淑子 大西 貴宏 櫻井 健司 野村 隆史

傍聴人： 0 人

事務局：皆さんこんにちは。只今より令和 8 年度第 1 回廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。本日は、何かとお忙しいところご出席を賜りありがとうございます。私、本日の会議の進行を務めさせていただきます産業環境部環境課長の村田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。さて、令和 3 年 6 月に策定した第 2 次亀山市環境基本計画につきましては、社会情勢の変化や本市の環境に関する状況の変化を踏まえ、5 年を目処に見直すこととしていますことから、現在、環境基本計画の中間見直しを行っています。去る令和 8 年 6 月 2 2 日付「第 2 次亀山市環境基本計画（一般廃棄物処理基本計画）について（諮問）」にて、市長から本審議会へ亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 7 年亀山市条例第 9 8 号）第 9 条に基づき、第 2 次亀山市環境基本計画（一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画））（諮問案）について、意見が求められておりますので、ぜひ活発な議論・意見等をいただきますようお願い申し上げます。

本審議会では、環境基本計画に内包される、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画）につきまして、中間見直し（案）を作成いたしましたので、各委員からのご意見等を賜りたいと存じます。本日各委員からいただきましたご意見については、事務局にて整理、検討を行いまして、8 月に亀山市議会産業建設委員会協議会に骨子案として提出させていただく予定でございます。

本日の審議会に、委員 1 5 名中 1 1 名の委員にご出席いただいております。また、人事異動により、事務局におきまして、産業環境部長が富田真左哉から佐藤康二となりましたので、佐藤から一言ご挨拶いたします。

事務局：皆さま、こんにちは。産業環境部長の佐藤でございます。

本日はご多忙のところ、亀山市廃棄物減量等推進審議会にご出席いただき、誠に

ありがとうございます。

また、日頃より本市の廃棄物行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日は、亀山市環境基本計画の中間見直しに伴い、その一部となる当審議会が所管する一般廃棄物処理基本計画の見直しを行うものでございまして、ご審議を賜るものでございます。

本計画は令和3年6月に策定したものでございまして、生活排水の適正処理や、次期ごみ処理施設を見据えたごみ減量・資源循環など、取り組むべき課題も変化しております。

このような状況から、去る令和8年6月に当審議会に対し、諮問を受け、意見を求められておりますので、内容について様々なお立場・観点から、ご意見・ご助言をお願いするものでございます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：それでは、審議会の開催にあたり、事項書1あいさつにおきまして、亀山市廃棄物減量等推進審議会 朴 恵淑 会長から一言ご挨拶を頂戴いたしたいと存じます。

朴会長よろしくお願いいたします。

会長：座ったままで失礼いたします。

改めまして皆様こんにちは。

温暖化とか異常気象とか、そういうのはもう当たり前のようになっておりまして、台風も6月というのに次から次に来ています。こういう中で、私たちは日本中を守らなければならないということプラスいろんな災害が増す一方で、言ってみれば廃棄物というか、いろいろな負の遺産をどういうふうに、処理をしていけばいいのかというところでいつも悩むということもありますけれども、亀山市においてはちょっと長い付き合いだからだと思えるのですけれども、いろいろ日本の1700を超えるような自治体も一番悩んでいることの1つが、廃棄物はなかなか減るのですけれども、3R プラス R とか、そういうところでどういう再生可能なシステムに作るのかというところには、なかなかこれだという部分が見つけ出せず悩んでいるところなのですけれども。

亀山市は廃棄物のみならず、環境に関わるすべてのところそうなのですけれども、三重県や日本のみならず、世界で見てもお世辞抜きでトップランナーではないかというふうに思っております。

トップランナーだということで、満足するわけにはいきませんので、亀山の人口

は今減ってはいるのですけれども、約5万人、決して小さい町ではありません。

そのインパクトというものは無限に大きいということもありましたので、引き続き、亀山モデルと言われるような工夫で勘案したいなと思います。

最後に1つちょっと、今朝のことで、個人的なことはあるのですけれども、寝ないでワールドカップを見ました。

私は韓国の人でありながらも日本でもお世話になっているものですから、当然ブラジルではなく、日本を応援しているところでしたけれども、残念な結果にはなるのですけれども、日本のサッカー、本当になんて言うのでしょうかね。全員サッカーという意味で、それも日本モデルかなというふうに思いました。ヒューストンはですね、私の青春時代に5年間ヒューストン大学で勤めておりまして、夏はとても暑いのですよ。夏というかもほとんどずっと夏なのですけれど、40度は平気で超えていくのですけれども、今日サッカーがあったロデオとかいろんなところで人がたくさん集まる場所でありまして、いろいろイベントがあった場合には行っていたなというふうに思ひまして、そういったようなところから考えた場合においても、なんて言うんでしょうかね。日本という国は本当にすばらしい、しかも廃棄物に関わるものだからかもしれないけど、みんな青い袋を持っているじゃない。何のための袋かっていうと、みんなアメリカ人も韓国人も中国人もそうなのですけれど、自分の家に絶対持って帰らない。みんな捨てていっていたのを、日本の応援だとかサポーターの皆さんはすごい掃除というか、全部綺麗にしていました。それを見るとすごいなと思いました。

80年代ですから今から40年も前のことなのだけど、アメリカのごみというのは、分けなくてもよいと考えている人が多数で、何でもかんでも全部捨てて、広大な土地なので全部埋め立てなのです。

そこで私が5年間やっていたのは、地球温暖化なんかもしていたのですけれども、地下水を汚してしまうのですね。

有害物質とかもそのまま流れるので5年間ずっとそのままにされているような状況でした。それにもかかわらず、分けない、減らさない、もう家の周りにはもう持っていないというようなことが、廃棄物は厄介なものだというふうに思う風潮が今も変わってないのかなというふうに思ひまして。

いろんな方々が一生懸命自分の周りのみならず、そういったところまで全部廃棄物を処理してくださるのを見て、こういうような国は世界中にもないなというふうに思いました。我々がまさに今、亀山の廃棄物がどうなっていくか、20年30年先をどう考えるか、今年が環境基本計画スマイルもすごくすてきな標語ですけれども、その中間見直しをするというところでもありますので、名実ともに一般廃棄

物にしる、産業廃棄物にしる、いろんな部分で社会的な見やすさ、1人当たり1日何グラムっていうところだけで考えるだけではなく、もっと広い視野をもって考えていく必要があると思います。亀山の場合には素晴らしいシステムがあるがゆえに、1人当たりの1日のごみの排出量というのは日本一じゃないのですよね。そこをまたどういうふうな形で、出してあげるのかというのも、私たち頑張らなきゃいけないところなのかなあというふうに思いました。

ちょっと挨拶が長くなったのですがけれども、青春時代を思い出して、それから亀山を外から応援しているものから見たときに、もうちょっとなんじゃないっていうところの部分を皆様ちょっと一緒に見える化していきたいなっていうことで、長くなりましたが挨拶に代えさせていただきました。

どうかよろしく願いいたします。

事務局：続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

事務局：小坂でございます。どうぞよろしくお願いします。

事務局：大森でございます。よろしくお願いします。

事務局：加藤でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：本審議会はお手元に配付してございます参考資料1にもございますように、「亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき設置するものでございまして、委員の皆様には、市内における一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議いただくものでございます。

それでは、本審議会に係る傍聴でございますが、【参考資料2】にございますとおり、受付時間までに傍聴の受付はありませんでしたので報告いたします。

次に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。事項書内にそれぞれの資料番号を付してございます。資料1、2の2種類と参考資料1、2となります。不足する資料がございましたら、お申し付けください。

よろしいようですので、早速ですが、お手元の事項書により進行させていただきます。

続きまして、事項書2番の委員の委嘱につきましては、令和8年4月1日付で事業所等の代表である昭和ボックス株式会社 亀山工場 工場長が折戸保文様から、大西貴宏様に代わられましたので、大西貴宏様にご就任いただいております。

また、三重県鈴鹿地域防災総合事務所 環境室長が同じく令和8年4月1日付で有冨洋子様から、武田朗様とられましたので、廃棄物減量等推進審議会委員に委

嘱しております。

武田室長一言ご挨拶願います。

委員：有富の後で参りました武田と申します。

有富同様ですね、私、県には科学技師として採用いただきまして、環境場をあちこちと回らせていただきました。

改めて有富同様に考えていただければと思いますし、私の今までの経験が、皆様のお役に立てればと思っておりますので引き続きよろしくお願いいたします。

失礼します。

事務局：ありがとうございます。また、市職員につきましては、人事異動に伴いまして、総務財政部 参事兼財務課長 佐藤康二から総務財政部 財務課長 堤大介に、教育委員会事務局 教育総務課長 が前任の麻生俊哉から渡邊尚也を委員として任命いたしておりますのでご紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

任期は皆様と同じ令和8年7月31日までとなっております。よろしくお願いいたします。

なお、本日は、昭和パックス株式会社大西委員、株式会社櫻井畜産ビジネスサポート櫻井委員、株式会社佐藤商店野村委員、並びに、亀山市食生活改善推進協議会加藤委員におかれましては、都合により欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。

また、内田委員におかれましては、仕事の都合のため、渡邊委員におかれましては、他の公務のため、途中で退席される予定となっておりますのでご報告させていただきます。

本審議会は20人以内の委員で組織することとしておりまして、今般、各組織・団体等からご推薦をいただき、ご快諾をいただきました12名の皆様と市職員3名の15名の委員で組織しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、任期が令和8年7月31日までとなっておりますので、これから任期満了に伴う委嘱手続きを予定しております。引き続きご快諾いただけますよう、よろしくお願いいたします。

それではお手元の事項書により進行させていただきます。会議の進行は、廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条の規定により会長が議長となって取り計らうこととなっておりますので、これ以降の進行は会長よろしくお願いいたします。

会長：皆様どうかご協力よろしくお願いいたします。

早速ですが、議題に入らせていただきます。

今日の議題は2つありまして、順番に進めさせていただこうということで、よろしくお願いいたします。

1番目ですけれども、環境基本計画に内包される一般廃棄物処理基本計画・生活排水処理基本計画の令和7年度の実績報告について資料1に基づきまして、事務局の方から説明をいただきます。

そのあと委員の皆様からのコメント、質問などを承りますのでよろしくお願いいたします。

それでは事務局、よろしくお願いいたします。

事務局：それでは資料1をご覧ください。1ページ、1、ごみ処理経費をご覧ください。

令和7年度処理対象人数4万8,830人。

ごみ処理経費につきましては14億7万6,000円です。

ごみ処理経費の内訳につきましては、処理維持管理費は12億6,422万6,000円です。

建設改良費につきましては1億3,585万円です。

市民1人あたりのごみ処理経費につきましては2万8,672円です。

図1につきましては、ごみ処理経費の推移をわかりやすくグラフ化したものでございます。

なお、令和6年度、7年度と比較して、ごみ処理経費が増加した要因は、令和7年度の処理維持管理費において、2年ごとに実施するボイラー安全管理審査定期整備及び3年ごとに実施する精密機能検査業務が含まれていたためでございます。

令和7年度の建設改良費につきましては、例年整備する大規模整備工事の項目により令和6年度と比較すると安価になっております。

2ページをご覧ください。

2番、溶融処理施設の電力及び副資材の使用状況をご覧ください。

図2-1、発電電力量につきましては、令和7年度の溶融施設での受電につきましては、溶融施設にて年間を通じて2炉運転を安定的に行い、ボイラーで発生した蒸気によりタービンにより発電しています。

令和7年度につきましては391kWhでございます。

この数値につきましては、電力会社への売電も含めた発電量でございます。

続きまして、図 2-2 コークス使用量・原単位につきましては、令和 7 年度コークス使用量として 889 トン、ごみ処理 1 トン当たり 54.3 キロの原単位でございます。令和 6 年度と比較すると、ごみ処理量の減少による使用量の減少と考えられます。

続きまして、図 2-3 灯油使用量・原単位をご覧ください。

灯油使用量につきましては、溶融炉から発生する排ガスを完全燃焼させるために灯油を使用しております。

また、毎週 1 回、非常用発電の試運転にも使用しております。

灯油使用量は年間 182 キロリットル、ごみ処理 1 トン当たり 11.1 リットルの原単位でございます。

令和 6 年度と比較すると、ごみ処理量減少に伴う炉の運転立ち上げ、立ち下げ回数が増加したことにより、使用量が増加したと考えられます。

3 ページ、3 廃棄物全体処理状況をご覧ください。

こちらにつきましては、差し替えの資料をご覧ください。

図 3 の 1 廃棄物受け入れにつきましては、一般廃棄物として 1 万 5,590 トン、産業廃棄物 206 トンを受け入れております。

なお、令和 7 年度からは掘り起こしごみの処理は行っておりません。

図 3-2、リサイクル量につきましては、令和 7 年度は年間 3,958 トンでございます。

内訳につきましては、図の 3 にリサイクル量内訳を記載させていただいております。主なものはスラグ、メタル及び飛灰でございます。

4 ページをご覧ください。

4 一般廃棄物処理基本計画に対する実績をご覧ください。

図の 4-2、一般廃棄物処理状況につきましては、令和 7 年度に 1 万 5,250 トンを処理いたしまして、リサイクル量としては 3,732 トンでございます。

図 4-2 リサイクル率をご覧ください。

亀山市のリサイクル率につきましては、三重県及び全国のリサイクル率と比較するとこれまでから高い数値となっております。

令和 7 年度の数値につきましては、三重県及び全国のリサイクル率は現時点では公表されております。

図 4-3 家庭系ごみ、事業系ごみの発生原単位の推移をご覧ください。

家庭系ごみに関しましては、過去から年々減少傾向にあります。事業系ごみにつきましては、過去から横ばい状態です。令和 7 年度は 6 年度と比較すると 18 トン増加しております。

図4-4、1人1日当たりのごみ排出量につきましては、令和7年度は856g。令和6年度実績排出量比較すると、三重県の排出量よりは少ないものの、全国の排出量と比べると多い傾向にあります。

令和7年度の数値につきましては、三重県、全国とも未公表でございます。

以上で資料1の説明を終わります。

会長：ありがとうございました。

ただいまの資料1に関わる、亀山市の廃棄物の処理状況についてなんですけれども、委員の皆様、質問、コメントなどありますでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：資料の差し替え部分の説明についてですが、前回配付させてもらった資料につきましては棒グラフ等についての数値は変わらず、図3-3の内訳が、令和5年度の数値を記載してしまっていたので、その部分を令和7年度の数値に置き換えておりますので、グラフ的には問題なく、ただ数値的には7年度の数値をこちらのグラフに入れさせていただいたということでございます。

会長：ありがとうございました。

委員：教育総務課の渡邊です。よろしくお願いします。

2つほどしたいのですが、一番の処理・維持管理費等と建設改良費とあるのですが、修繕とかはどちらに含まれるのでしょうか。

2ページの方ですと、ごみの量が減ることによってコークス使用量が減るのは分かるのですが、ごみの量が減っても灯油の使用量は増えるのでしょうか。溶融炉の立ち上げ下げの回数とかが増えたということなのですか。

事務局：それでは私の方からご説明をさせていただきます。

一番のですね、ごみ処理量の経費でございます。まず建設改良費というところは、こちらの方は大規模整備工事というところ。工事でございますので、これは基幹改良後、毎年どの部分を改良して延命化するような工事でございます。

そして先ほど渡辺課長言われた修繕につきましては、この処理維持管理費の方で、終わっておりますので、金額的には細かな修繕からですね、定期修繕というところで、計算への金額も動いているということでございます。

それからコークスの使用量が減っている、それから灯油の使用量が多くなってい

るということで、当然コークスにつきましてはごみの処理するときの助燃剤になってきますので、当然ごみの量が少なくなれば、その使用量も少なくなってくるんです。

ただ、灯油に関しては、先ほども言いましたように、1週間に1回非常用の発電機のテストも兼ねて行っております。

それから、当然ごみを定期的に処理するためには、溶融炉1号炉又は2号炉の稼働、それから2炉とも動かすパターンとあるのですが、やはりごみの量によって1炉運転がいいのか2炉運転がいいのか、それともまた、定期修繕によって1度止めて、また2炉とも止めているというところで、非常にごみの量に関して、この炉を動かすタイミングというのが非常に難しいということがございます。そうなってくると、一旦ごみの処理を止めてしまうと、当然その分は今度また立ち上げが必要になりますので、やはりごみを安定的に処理しようと思うと、ずっと止めずにいければ効率が上がります。

年間約1万6,000トンのごみを処理するのに1日1炉40トン、2炉で80トンということになっておりますので、やはり計画的にごみを処理しようと思うと、やはり定期的に止めたりする、それから立ち上げ、その回数が増えれば灯油が増えてしまうというような状況でございました。

会長：ただいま事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。

委員：ありがとうございます。

もう1つお聞きしたいのが、建設改良費の予算が、これ去年も聞いていますけど、これは計画的に進め、もし別のものが出てきたらその時必要なものをするのか、それを講じない本当はこれだけしなきゃいけないというふうな、どうなのでしょう。

事務局：この建設改良費につきましては、平成23年3月に策定いたしましたごみ溶融処理施設での長寿命化計画に基づきまして、年度ごとに整備する内容を決めています。

各年度を整備する内容が違いますので、金額に差が出ているというような状況でございます。

会長：よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

委員：鈴鹿環境室の武田でございます。

3のリサイクル量のところなのですが、令和3年と比較するとかなり減少していると思われます。

一方3-1の廃棄物受け入れ量は、今1割程度減少になっておりまして、なかなか下で見ると、スラグやメタルが、リサイクル量の中心になっているのかなと思うのですが、ごみ量の減少の割に下がっているのはこういったところなのでしょうかというところと、もう1つは4ページの、こちらもしリサイクル率のところなのですが、

県や全国と比較してリサイクル率非常に高くなっています。ですが、そちらも減少傾向にある。こちらにつきまして何か分析されておりますでしょうか。

会長：はい。では事務局から説明をお願いします。

事務局：図3-2と、図3-3につきましては、図の3-2の3938トンのリサイクル量というのは、図の3-3の紙類から集団回収の量まででございます。

当然ごみを溶融炉で処理をするというものもあれば、直接紙とか瓶とか缶は溶融処理をせずに、直接売却をしているというものでございます。

ですので、ごみの量が減ってくるイコール、なかなか難しいんですけども、いわゆる処理をするというものではなくて、やはりその年によってですね、例えば紙ですと直接こちらへ持って来ずに、民間の買い取り業者へ持っていったり、金属とかそういうものと、やはり金属の買い取り業者等でお金に換えたりっていうところもございますので、全てうちのところへこの廃棄物が入ってきて、そのままリサイクルに反映するのかというと、なかなか少し難しいところがあると思います。

それから、それともう1つはリサイクルですね。リサイクル率につきましては当然、亀山市の溶融炉を採用しておることから、この溶融炉から出るものはご存じの方も多いかもわかりませんが、飛灰とスラグとメタルというところで、飛灰につきましてはどの方式をとっても飛灰が出るのですが、これについては、山元還元という方式をとりまして、その中からさらにまたレアメタルを抽出する、それがまた資源に変わっていきます。それから飛灰以外のスラグとメタルに関しては、全量売却をしておりますので、委託費はかかりません。メタルに関しては、当然金属ですので、重機の重りとなり、それからスラグに関しては、例えばゴルフ場の目砂で利用されたり、インターロッキングブロックとして利用されたりということで、出てくるものがすべて100%全部リサイクルをされております。

これはゼロエミッションということで、最終処分場がないという1つのメリットでございますので、他の自治体と比べるとリサイクル率は高いというふうなことでございます。

事務局：このリサイクル率が下がってきた大きな要因でございますが、以前は家庭や事業者から出る刈草を、環境センターへ持ち込んでいただきまして、堆肥化してございました。その時はリサイクル率が高かったです。しかしながら、刈草のコンポスト化を、民間に移譲いたしました。よってコンポスト化を行う刈草の、搬入が市でカウントしなくなったことから、リサイクル率が下がってきていると分析しております。

また、スーパーなどで、ペットボトルや雑誌類の回収や、民間の街頭での回収などが年々増えてきていますし、ペーパーレス化もあり、直接リサイクルできるものの市への搬入の減少が大きな要因であると考えております。

会長：よろしいでしょうか。ありがとうございます。

その他にいかがでしょうか。

私の方から1つ教えていただきたいと思います。

図4-3と4-4の関係ですけれども。これは他の市町においても同じなのかなとは思いますが、家庭系においては、亀山市の市民の意識が非常に高いということもあって、令和3年度に比べて、令和7年度は1人当たり1日100グラム以上減っています。考えてみたら、1日1人が卵1個ぐらいの減量をやっているというところが4年ぐらいとか5年ぐらいの間、それは大変な努力だと思って頭が下がる思いですね。

ところが、事業系のごみはむしろ、増えてしまった。

これはどういうふうに考えたらいいかちょっと考えたいのですけれども、そういうことで、図4の令和4年を見ると、1人当たりのごみの排出量が、945グラム、両方合わせた値なので、令和7年度においては850グラムになった。ということは数値ではわかるのですけれども、例えば今は事業系もいろんなリサイクルとかリユースとかいろいろと頑張っているのではないかと思いますのですが、亀山にこの事業系ごみはどういうところから出されているのかわからないんですが、そこをもうちょっと市民の皆様が頑張っているところをちょっと踏まえて、もうちょっと努力していただきましてですね、かなり1人当たりで換算したときに、トップになっていくのではないかというふうに思うんですね。

例えば、ドイツでは、1人当たり1日およそ580グラムから600グラムいかない

都市もあります。だから世界的にはナンバーワンナンバーツーぐらいですけども、一切事業系ごみに関しては自主処理をするとか、或いは別に処理ができるような支援をするという形で、1人当たりのごみの排出量っていうものは、本当にびっくりすることだけが知っている成功事例もあるのですが、日本の場合には出されたものを全部カウントしなければなりませんよね。かといって事業系ごみだけは別にしろよっていうのもどうかと思うのですが、今後、この課題に関しては結構考えなければならぬのではないかと思います。そこに関してはどういうふう考えたらよろしいのでしょうか。今すぐ答えがなくてもいいのですけれども。これはちょっと考えるべきではないかと思います。

主に亀山市の事業系ごみはどのようなものが多いのでしょうか。そこに呼びかけをして、ごみを減らす努力をしていただき、市民の皆様が頑張っている状況にプラスできれば、ごみはもっと減らせると思います。だって市民だけに言うと650グラムだったら世界的にもかなりいいですよ。ただし事業系のごみが200グラムぐらい入るので、結果的に800幾つというふうになってしまう。こういう形に関してはどのように考えたらよろしいのでしょうか。

事務局：家庭系のごみに関しましては、令和3年から7年度までですね、微減ではございますが減ってきています。当然家庭の方の努力もございますし、また資源となるような紙なんか店頭回収などを実施している店舗に持って行く方や、また先ほどの金属に関しても他で売却していると、こちらでカウントすることがないので、徐々に減ってはきているのかと思います。

対して事業系のごみは、各事業所から出るような食品残渣であったりコンビニであったりというところのごみがあったり、また、会社の機密書類などの紙ごみも直接こちらへ持ち込まれるということもございます。

当然、ここ一、二年ちょっと事業系のごみが多いことは、グループ内でも話をしていますね、実際にどのようなごみがあるのかっていう、パッカー車を開けて調査をするということもちょっと今年度はしていきたいなというふうに考えております。

なかなかその会社から出てくるごみに関しては、他の事業者の収集の業者が入ってくるものになってきますので、主にやはりこのごみをピットの中に直接降ろすようなものがございます。なかなか、会社の方もペーパーレス化とはいえですね、それ以外のごみが増えてきているというところで、広報、それからホームページ等で、ごみの減量化は今後も訴えていくような形で周知をさせていただきたいなというふうには思っております。

会長：例えば、事業系ごみに関しては有料化とか、そういったこともやっているのでしょうか。

事務局：やっております。

10 キロ当たり 160 円の処理手数料を頂戴しております。今後はそれを改定するか、1 回改定はしておりますが、そういうことを見直す機会もまだ考え検討しないといけないと思っています。

会長：ここがすばらしいところじゃないですか。明らかに搬入できないと思われるもの以外は、もう入ってくるものに対してノーって言わないじゃないですか。

そういう形で見ると、ちょっとこれは私もあまり自信がないのですが、ごみとして受けますと、選別とか、いろいろな業務が発生していると思います。もう入ったら受け入れすればカウントしないといけないので、海外などでは、こないようという形で入口からもうノーという感じでやっているということで、こういう形ですけれども、日本の場合にはそういうふうになかなかノーは言えませんよねって持って来たら受けます。良い国ですよ。これも無料ですか。

事務局：家庭から出るごみにつきましては 1 日 350 キロまで免除という形になりまして、それから事業系のごみ、例えば枝木の剪定などそういうものは、10 キロ当たり 160 円。それから、産業廃棄物、いわゆる一般廃棄物以外での併せ産廃につきましては、10 キロ当たり 380 円という料金を設定しておりますので、あの中に入ってくるときに、当然、個人の方、事業所の方であれば、事業系一般廃棄物か産業廃棄物かは、それぞれ分けて来ていただいて、そして産業廃棄物の場合は許可制をとっておりますので、その許可以外のものは受け入れをしておりません。

それから事業系の方に関しましては、手数料を頂戴しているという状況でございます。

会長：ありがとうございました。委員の皆様、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では次に進みます。その 2、環境基本計画一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて、よろしくお願いいたします。

事務局：それでは資料 2 第 4 章資料をご覧ください。

環境基本計画に内包しています一般廃棄物処理基本計画、いわゆるごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画は令和 3 年度（2021 年度）を初年度とし、令和 12 年度（2030 年度）を目標年度としております。

これは令和 12 年度（2030 年度）を目標年度とする SDGs 三重県環境基本計画と、整合を図るとともに、10 年という長期的な視点での計画とするために設定しております。

策定時から 5 年が経過しているため、社会情勢の変化、本市の環境に関する状況の変化を踏まえた、見直し内容となります。

なお、施策の方向、施策自体の大きな見直しは行わず、現状を踏まえた見直しとなっております。

それでは第 4 章快適な生活環境の創造について説明させていただきます。

資料をご覧ください。まず資料中の表、図の数値につきましては、令和 7 年度までの実績値を入れており、計画の説明も実績と合わせた見直しを行っております。

3 ページ、図の 4-1 不法投棄物の回収量、表 4-1 公害苦情の状況につきましても、実績数値とさせていただきます。

続きまして 4 ページをご覧ください。4 ページ、5 ページにつきましても実績の数値とさせていただきます。

続きまして 6 ページをご覧ください。6 ページ、生活排水処理の状況でございます。処理形態別人口の推移でございます。水洗化、生活雑排水人口は公共下水道の普及に伴い増加傾向にあり、10 年間で、約 4%増加し、2025 年度（令和 7 年度）は 4 万 948 人、生活排水処理率は 83.9%でございます。

7 ページをご覧ください。10 年間ににおけるし尿及び浄化槽汚泥の収集の推移を見ると、し尿収集量、浄化槽汚泥収集量とも減少し、10 年間で約 23%減少をしております。収集原単位につきましては、し尿は大きく減少し、浄化槽汚泥は、変動はあるものの、ほぼ横ばいの状態で推移をしております。

8 ページをご覧ください。し尿及び浄化槽汚泥の処理につきましては、2025 年度（令和 7 年度）の 1 日当たりの処理量は約 43 キロリットルです。し尿の処理率が年々減少しております。下段の処理形態別人口の予測につきましては、公共下水道の整備により、水洗化、生活雑排水処理人口のうち、公共下水道は今後も増加し単独浄化槽及び費用は減少すると予測されます。

また、田村地区の農業集落排水施設が 2026 年度（令和 8 年度）末に公共下水道へ接続されることで減少が予測されます。

9 ページをご覧ください。表 4-4、処理形態別人口の予測、表 4-5、処理形態別人口の収集量、表 4-6、生活排水処理率につきましては、令和 7 年度までは実績に

見直し、令和 8 年度以降につきましては、推計を現在しているところでございます。

11 ページをご覧ください。快適に関する状況等課題につきまして、本市の環境に関する状況の変化を踏まえた実状説明の見直し内容となります。②につきましては、環境美化は関係機関と連携したごみの投棄の防止のために必要な施策や事業を行う必要があるとの文言に前回から見直しを行いました。

⑤は、生活排水処理を令和 7 年度実績に合わせた見直しを行いました。

⑦は 2042 年度（令和 24 年度）に、次期し尿処理施設でのし尿処理を開始する計画をしていることから、年度の見直し、文言の見直しを行いました。

13 ページをご覧ください。表 4-7、水洗化、生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の予測の 2030 年度（令和 12 年度）につきましては、推計中でございます。

14 ページをご覧ください。「美しいまちをつくる」施策の方向 1、環境美化に関する周知啓発活動の実施施策として、環境に関する啓発イベントである環境展を令和 8 年度に開催することから施策に追記をいたしました。

続きまして、15 ページをご覧ください。「美しいまちをつくる」施策の方向 3、不法投棄の防止に関する取組の推進につきましては、引き続き不法投棄の未然防止を図るとともに、不法投棄物の早期発見、回収を図り、警察と連携し、厳正な対処を行いますと、見直しました。

次に、18 ページでございます。「きれいな水を守る」施策の方向 3、し尿処理施設の整備等に関する検討につきましては、2042 年度（令和 24 年度）に次期し尿処理施設でのし尿などの処理開始を計画していることから、現状の整備計画に合わせた見直しの表現とさせていただきました。

20 ページをご覧ください。3、指標①環境ボランティア登録団体数、指標②環境保全協定の締結数、指標③生活排水処理率につきましては、実績値を見直しました。

以上で、4 章の説明を終わります。

会長：ありがとうございました。

ただいまの資料 2 の第 4 章についての説明がありましたけれども、皆さん、コメント、ご意見はございますか。ご質問もよろしくお願いします。

皆様ちょっと考えていらっしゃる間に、第 4 章の表紙になるのか、ちょっと第 4 章の中間答申みたいなものなのですからけれども、その下に SDGs の 17 の目標、ゴールについて大きくなっている 3・6・11・12・14、何が何でもこれを主にして柱にする。

その鑑にある4・7・8・9・13・15・17からは、他のところにおいても関連しているということだと思いますけれども、そういった理解でよろしいでしょうか。

事務局：はい。会長のおっしゃるとおり、この大きな項目については、本当に一番関連する項目を大きく進めたいと考えておりまして、それに付随するようなものについては、ちょっと小さく表示をさせていただいてございます。

会長：ありがとうございます。

1つ、全体的な環境基本計画の全体のところの部分で、改めてまた議論することだろうなと思うのですが、1つ1つのSDGsの17の目標の、特にこの項目に関してはSDGsの17と密接に関係しているのだというようなのももちろん大事なことののですが、あと2030年まで4年です。残っているのですが、何が言いたいかっていうとすでに国連は、達成できないということを見込んでおりまして、国連はご存じのように失敗は許されないので、次の2030年の次ということで、ビロング2030という形になっているので、たまたま私たちのこの基本計画が2030年でちょうどSDGsが終わるときだろうなと思うのですが、継続していくだろうなっていうことで、第4章、特に私たちにとって廃棄物とかで大切な部分によってSDGsとのつなぎとかそういう部分に関しては、ありがたいなというふうに思うのですが、これをご覧になった方々が、SDGsの目標1から17はみんな繋がっているのだよというところから前提のもとで、これに廃棄物に関して概要書の快適な部門がこれなのだっていうのは、皆様、すでにわかっているのだろうと思うけれども、子ども用だけ、子どもたちへの教材にはなるでしょうから、そういうところの日は常に念頭に入れていただいて、常に循環して回っていくという部分が念頭にわかるようなこともよろしくお願ひしたいと思ひます。

これはむしろ環境審議会になるのかわからないのですが、すでに我々の今日の審議会にもいらっしゃる委員の皆様方が、同じ考え方を持っていらっしゃると思うので、そういう部分を伝えていただければ、非常にありがたいと思ひますね。

事務局：はい。そうですね。やはり会長おっしゃられるとおり、あくまで経済、社会、環境、SDGsのどれが欠けても、このSDGsは達成できませんので、すべてが連携して、3つが循環することによって達成するものでございます。

この環境基本計画におきましては、本市独自に、17のSDGsのゴールにプラスして、住み続けられる持続可能なまちづくりの道標としましてサステイナブルスマイ

ルストーン要するにスマイルっていうのをプラスさせていただいてございます。

2030 年、笑顔をみんなにということでこの環境基本計画は作られてございます。

ただその次期計画につきましては、SDGs+スマイル並びにまた新しいコンテンツがあるかわかりませんが、そういうのも反映した計画を次は作っていききたいなと思っております。

会長：ありがとうございます。委員の皆様は、この本冊はお持ちでしたか。

事務局：持っていらっしゃると思います。

会長：12 ページですけれども、スマイルという部分にもなるのですけれども、可能ではなく、持続可能なサステイナブルというやつですね。

それから道標だぞという、やるぞっていう形でマイルストーンというのも含めさせたらスマイルになったということになっておりまして、そのやっぱり根底に我々が住めばいろいろな部分があるということがやっぱり出てくるっていうことですかね。ありがとうございます。

ここで、改訂するところではなく、環境審議会かもしれないけど、できればこのスマイルの上にあるところにわかりにくいかもしれませんが、我々のシンボルマークであるシーゼンはどこにでも使えるものですか。シーゼンがシーゼンちゃんなのか、こんなのお母さんお父さんなのか、ニコッと笑いながらやるぞ、やるぞって言うようなことは、どこでも使えるものなのかなあと思うのですけれども、我々は廃棄物に関わる部分を、基本計画の見直しの中段のところに合わせてやっていくということなので、どんどん意見を出していただくというのはいいかなと思うのですね。

皆さん 12 ページ今、18 ページですよ、ご覧いただければと思います。

地域密着型 SDG s はいろんな人たちがいらっしゃる隣の県もいろいろやるのですけれども、これだけ亀山の地域密着型 SDG s は他にないですよ。だからもうガンガンも言っていっていいな。ていうふうに思っておりましてですね、これをどういうふうにしてこう回っていくかちょっと私たまたまちょっとあちは作ってあるのですけれども、みんなが言われますバッチつければいいのじゃないだろうっていうけど、つけないよりは、ましだろうっていうふうに言うのですけれども。くるくる回るのですね。だから、シーゼンがくるくるまわしてくれるのかなというところも 1 つあるのかなと思って申し上げました。

皆様、それも含めて、ただいまの資料に基づいて説明に対して、コメント、質問

などありましたら、また時間的余裕がありましたら承りますからいかがでしょうか。

これからは本冊のような紙ベースは作らないのでしょうか。だからみんな、ダウンロードして使っていくというふうになりますか。

事務局：昨今はペーパーレス化も流行っておりますので、もうホームページでダウンロードするという。やり方かなと思っております。

会長：それも大切ですね。ここ 10 ページあるじゃないですか。これがシーズンで、この子の動きでいろんなことが表現されているように感じられますが、向きや大きさに制限はありませんか。

事務局：特にこのキャラクター向きなどに制限はなく、個別に修正することは可能です。

会長：いつもここを見るところが嬉しいので、たくさんシーズンに表現してもらえるとありがたいです。

亀山市は計画策定が早かったのもあり、当時は低炭素だったのです。これは亀山市の責任ではありません。国が低炭素っていうふうに言っていた時期だったのですけれども。亀山市も今は脱炭素に向けて動いていると聞いています。

よく最近サーキュラーエコノミーという言葉ばかり多く使っている方が多いのですけれども、いろんな意味で亀山は早くも、大事なところは全部押さえているもので、これからも見直してもこれは変わらないっていうか、是非ともお話しし、皆様の強いご要望で、生かしていただければありがたいなと思います。

皆様いかがでしょうか。

そうしましたら、先ほど説明ではちょっと時間的な関係もあったかもしれないけど、資料 2 の 14 ページ、15 ページです。難しいものを作るとかそういうものではなく、もう当たり前という形で大きく変わらないということなのではないでしょうか。

国道 306 号で総合環境センターまで来ていると、不法投棄しやすいかもしれないなと思いながら見ていますけれども、監視カメラがあるよとか、絶対だめだよというのは、至る所にあって、ある意味ここまで書くのかって言うかもしれないけど、最近どうですか。

不法投棄はもちろんさっき言ったのもあります。

事務局：依然として市内の不法投棄は無くなっていない状況でございます。今、会長がおっしゃられた国道 306 号沿いに、ちょうど下庄の方からオークワの間については、市と県と地域まちづくり協議会の 3 者で共同して、当時、月 1 回ごみ拾いを行い、何とかポイ捨てをなくそうということで、あらゆるところに看板を立てたのと、監視カメラを 2 ヶ所に設置させていただいたのと、歩道橋には横断幕をつけさせていただきました。

あとはですね、歩道に草が生えていますと、やっぱりごみを捨てやすくなるということから、三重県の鈴鹿建設事務所をお願いをさせていただきまして、歩道から草が生えないようなシールみたいなものをずっと貼って、草を生やさないような、そういう取り組みを鈴鹿建設事務所さんと一緒にさせていただきまして、まだ全線終わっておりませんが、かなりのごみのポイ捨てについては効果があったのではないかと考えております。

会長：ありがとうございます。

国道 306 号を通りますが、いつも綺麗に草刈をしているのですよ。周りにいろんな業者もあって、その方々が協力してくださっているのだろうと思って、草が生い茂っている状況ではありません。意図的に捨てようと思ったら、車を止めて奥に入らないといけない。

近いところであればマイナスなことは見えるので、草が茂っていったって何も見えないとこばかりではなく、工夫してらっしゃるなあと思っています。

亀山は自然豊かなところなので他のところもそういったような感じで不法投棄はできませんという形での部分の整理をしてらっしゃいます。

事務局：国道 306 号は、そういった地域まちづくり協議会と一緒にあって共同でそういう対策をやってきました。

周辺の各事業所に対しても、月に何回かまでは把握してございませんけれども、周辺のごみ拾いを行っていただいております。

これはまだ昼生地区で始まったばかりですので、全地区にこういう活動が広まっていければなと思っています。

国道 1 号バイパスの太岡寺交差点付近はまだまだごみがたくさん捨てられていますし、鈴鹿峠でもかなりのごみがございます。そうした中で、今年の令和 8 年 3 月に、亀山市まちをきれいにする条例を見直しまして、罰則を強化させていただいたのとあわせて、ごみの不法投棄したものに対して勧告命令に応じない場合は氏名を公表するというような条例改正も行わせていただいたところでございます。

それでも不法投棄は依然無くなってございませんので、引き続き、職員によるパトロールや、啓発看板と監視カメラを設置させていただいて、不法投棄の未然防止に努めていきたいと思っております。

会長：ありがとうございます。皆様いかがでしょうか。

委員：いいですか、自治会連合会の内田と申します。

県の方に、すみません。先ほどのところ、沿線の周辺に草が生えないようにということでは、県の方、県知事との懇談のところでも、要望を出した内容なのですよ。

どこでももう目につくような草が非常に多く生えて、何もならないということで年に1回刈っているのが実状ですけども、なかなかそれだけでは追いつかないっていう、そういうふうなことがそれぞれの地区の実状ということで、かなり費用的にも少しずつでしか、進むことができないかもしれませんけれども、ぜひ進めていて欲しいなという。そんな要望があります。

それからもう1つ、看板設置ということで、僕も設置された看板がごみになっている状況があります。ご存じのように、それ自身の投棄が何かまた、それがごみとしてね、ごみのときに出してしまうというものを、何をしているかっていうと、せっかくの看板ですが、杉の木で、固定して、3年か4、5年かで倒れてしまっているものもあります。状況にもよりますが、ごみになっているというそういう実状があって、だからごみのごみで非常にかえって見苦しい状況も多々皆さんも目にされていると思うのですよね。

その辺りの改善策っていうか、何か少し、あればいいと思います。シルバーでごみ回収していますよね。道のごみっていうのはシルバーじゃないか、定期的に行っているのは。

事務局：以前はシルバー人材センターに、環境パトロールということで委託して、市内の国道・県道・市道、林道とかを回っていただいて、ごみの回収をしていただいていたと思います。

近年はもう職員が回ってですね、可能な範囲ではありますが、回収とかをさせていただいてございます。

委員：それはそれでおっしゃるように実施していただいて、もちろん目に余る状況は少しでもいろいろってということなのでしょうけれども。

その看板がコケで汚れて、傾いてとか、草の中に倒れていてとかで、僕も片付けているのですけれども、ポイ捨てしている側にはそれが意識づけされないというのが実状みたいなものですから、何とかね、運転される方の不法投棄、トラック等で大量に山中で捨てるのはまた別問題はわかりませんが。

身近なところではそんなことが気になっていたので少し言わせてもらいました。ありがとうございます。

事務局：啓発看板につきましては、市が設置したのではなくて、あくまで個人が設置しているものになります。看板をいただきたいということで、配布させていただいてございますので、もしできればその地区の方で、例えばその取りかえていただくとか、市としては看板を配布させていただきますので、地区で見回っていただいて、そういう朽ちたものについては、交換をしていただくような形でお願いできればと思います。

委員：責任の所在が個人に、立てたところになりますね。

会長：ありがとうございます。他に皆様いかがでしょうか。

そうでしたら、先ほど1と2のところの部分に、1から進めているのですけれども合わせ、合わせて皆様の方からコメントあるいは質問などありましたら、次にまとめてでも結構ですので、お願いします。

では続いて第5章について、事務局から説明をお願いします。

事務局：ページ数でいきますと23ページでございます。

第5章循環型社会の構築、亀山市一般廃棄物処理基本計画の部分でございます。

こちらの方も4章同様、施策の方向、施策につきましてはの大きな見直しを行わず、現状を踏まえ見直しとなっております。

それでは23ページをご覧ください。一番中段です。循環型社会の構築について、(1)「循環」に関する現況の分に関しては、下段の下から5行目からですね。令和5年度及び6年度という文言がございます。こちらに関しては、令和5年度及び令和6年度の実績をもとに計画を行いました。ごみの資源化率についても現況に合わせた記述とさせていただいております。

続きまして、24ページをご覧ください。24ページ、1)ごみの総排出量の推移につきましては、策定時にペットボトルなどの分別収集の開始や刈り草コンポスト化センターの運営管理を民間事業者に移譲したことの記述がありましたが、現在、現

状に合わせた記述とさせていただきました。（表 5-1）ごみの総排出量の推移と（図 5-1）ごみの総排出量の推移グラフにつきましても、令和 7 年度までの実績値の見直しを行いました。

25 ページをご覧ください。（2）ごみ処理状況の推移につきましては、策定時に、2012 年度（平成 24 年度）の記述がございましたので、その部分については現状に合わせ削除とさせていただきました。（図 5-2）ごみ処理状況の推移のグラフ、次のページの（表 5-2）ごみの性状につきましては、令和 7 年度の結果に見直しとさせていただきました。

続きまして 27 ページをご覧ください。4) 最終処分量の推移につきましては、2019 年度（令和元年度）末には、最終処分場の残容量は 583 m³でしたが、2025 年度（令和 7 年度）末で最終処分場の残容量は、1,008 m³のため現況に合わせた記述とさせていただきました。

28 ページをご覧ください。（図 5-3）につきましては、最終処分場残余容量の推移につきまして、令和 7 年度に実績を合わせたものとさせていただきました。

29 ページをご覧ください。5) 市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量につきましては、2012 年度（平成 24 年度）の記述がありましたが、（図 5-4）同様に、令和 7 年度の実績をもとに記述を変更しました。

令和 7 年度の国、三重県の実績値については未公表でございます。

30 ページをご覧ください。（6）ごみの資源化の状況でございます。こちらにつきましては、2015 年度（平成 27 年度）の説明について記述があったため、その記述を削除させていただきました。また分析としては、紙類びん類の資源化量は雑がみ及びその他色びんの分別収集を開始した令和 3 年度に増加しましたが、近年減少傾向にあるなどの内容で、記述を変更させていただきました。

（表 5-4）資源化量の推移につきましては令和 7 年度までの実績に見直しを行いました。

次に 31 ページをご覧ください。（図 5-5）資源化量の推移図、（図 5-6）資源化率の推移につきましては、令和 7 年度までの実績に見直しを行いました。令和 7 年度の全国及び三重県の資源化率につきましては現在未公表でございます。

33 ページをご覧ください。7) ごみ処理経費につきましては、（表 5-5）ごみ処理経費の内訳につきましては、令和 7 年度までの実績に見直しております。説明につきましても現状に合わせた見直しを行いました。

34 ページをご覧ください。（図 5-7）ごみ処理経費の推移、（図 5-8）処理及び維持管理費（ランニングコスト）の内訳の推移について、令和 7 年度までの実績の見直しを行っております。延命化を目的とした溶融処理施設大規模整備工事にか

かる 2015 年度（平成 27 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの経費でございます。2030 年度（令和 12 年度）までの経費は、今後も同程度の経費が予測されます。

35 ページをご覧ください。（表 5-5）ごみ処理経費の内訳及び、総合環境センターにおける温室効果ガス排出量推移の表を、令和 7 年度までの実績とさせていただきます。ごみ処理経費削減に向けた取り組みとして、廃材由来の木質バイオチップの使用などを追記させていただきます。

36 ページをご覧ください。（2）「循環」に関する現状と課題でございます。現状と課題につきましては、策定時は刈り草コンポスト化センターを民間事業者に運営を移譲させたとの内容があったため、現状に合った内容とさせていただきます。④の資源化率の当初目標、実状につきましては、令和 7 年度の記述とさせていただきます。7 番、8 番のプラスチックごみの資源循環の促進につきましては、プラ循環法に従い、具体的な検討を行う必要があるとの記述にしました。その他、最終処分場の残余容量、次期ごみ処理施設、破碎粗大ごみ処理施設の記述に関しても、現状と課題の整理を行いました。

続きまして 38 ページ、39 ページをご覧ください。（表 5-7）現施策を継続した場合のごみ排出量の予測につきましては、令和 7 年度までの実績の見直しを行い、予測につきましては現在推計中でございます。

41 ページでございます。排出抑制等施策後のごみ排出量の予測でございます。令和 7 年度までは実績、令和 8 年度以降は予測を現在推計しているところでございます。

42 ページ、（図 5-11）排出抑制等施策後のごみ排出量の予測も同様に、令和 7 年度までは実績、令和 8 年度以降は推計させていただいております。

43 ページにつきましては、（6）資源化量と資源化率の予測でございます。（表 5-11）排出抑制等施策後の資源化量と資源化率の予測でございます。実績につきましては、令和 7 年度は実績値を再掲、令和 8 年度以降につきましては現在推計中でございます。

44 ページをご覧ください。（表 5-12）につきましても、令和 7 年度までは実績数値を記入させていただき、令和 8 年度以降につきましては現在推計をしているところでございます。（図 5-12）につきましても同様、実績値と推計値につきましては、記載のとおりでございます。

46 ページ、収集・運搬の方式でございます。（表 5-14）収集・運搬量の予測につきましては、令和 7 年度は実数を入力いたしております。令和 12 年度につきましては、現在推計をしているところでございます。

47 ページをご覧ください。こちらも同様に、令和 7 年度までの実績を記入しております。今後の予測につきましては現在推計をしているという状況でございます。

49 ページでございます。最終処分計画につきましては、中段で亀山市総合環境センター最終処分場保管の溶融飛灰の取り扱いの部分は、最終処分場の空き容量を確保するために、山元還元方式や埋め立てなど最良な処理方式を選択し処理を進めますとの記述を現状に合わせた民間業者に委託して、埋め立て処分を行ってまいりました。更なる空き容量拡大の必要に応じて、事業再開に向けた検討を行いますとの見直しを行いました。

また、八輪衛生公苑最終処分場につきましては、当初の予定量をまでに達したことから、令和 8 年度現在、最終処分は休止していることから、引き続き掘り起こし事業の方向性について、検討する必要がありますとの記述に見直しを行っております。

50 ページをご覧ください。掘り起こしごみの処理の推移を示した表でございます。

52 ページから 58 ページまでは、取組方針と施策についての記述です。「抑制する」「再使用する」「再生利用する」「適正に処理する」ことを掲げております。

施策の方向についての見直しはなく、52 ページの施策 2) ごみの排出抑制に関する取組の推進の中では、策定時は ICT の積極的な活用も検討するとの記述がありましたが、すでに食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタベスケ」を運用し、事業系食品ロス削減に取り組んでいるため、記述の変更を行いました。

55 ページをご覧ください。「再生利用する」施策の 2、ごみの再生利用の拡大につきましては、2019 年（平成 31 年）4 月に民間事業者に運営移譲をした刈り草コンポストセンターでの記述がありましたが、すでに運営移譲をしているため、削除しました。また、令和 4 年 4 月 1 日に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチックのごみの資源循環を促進するため、分別や収集などの運用について具体的な検討を進めますとの記述に見直しを行いました。

56 ページをご覧ください。「適正に処理をする」2) 番です。ごみの種別に応じた適正処理の推進につきましては、総合環境センター最終処分場の残余容量を常に確保し、大規模災害に備え、さらなる空き容量の拡大に向けて検討を行う必要があるとの記述に見直しを行いました。

57 ページをご覧ください。3) ごみ処理施設の整備等に関する検討につきましては、現在策定中の亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想に基づき詳細な整備手法、

管理運営方法などを検討し、稼働開始計画年度に向けて着実に取り組みますとの記述に見直しを行いました。4) ごみ処理に関する情報の公開につきましては、ごみ施策に関する情報に加えて、ごみ排出量の推移やごみ処理経費など、近隣自治体や人口規模や類似する自治体と比較するなど、市民にわかりやすく発信し、ごみ処理の透明性の確保に努めますとの記述に見直しを行いました。

5 番目、ごみ処理有料化の検討。ごみの排出量に応じたごみの処理経費を負担していただくため、家庭ごみの有料化、事業系ごみの手数料の見直しについて検討を行う必要があることから、記述の変更を行いました。

58 ページをご覧ください。成果指標ですが、目標値につきましては現在推計中でございます。

以上で説明を終わります。

会長：ありがとうございました。ただいま第5章について、事務局から説明がありましたけれども、皆様、質問、コメントなど承ります。いかがでしょうか。

委員：予測というか推計というのがいくつか出てきましたけど、推計の方法というか考え方を教えてください。

基本的に人口比で比例して1人当たりの数値をプラスするみたいな考え方でいいのでしょうか。

委員：人口ビジョンに基づいて推測しております。当然人口が減るっていくと、1人のごみ量が減っていくというのもございます。

あともう1点考えられるのが、今後ですね、製品プラというものを、今までは一般ごみとしてカウントしていました。それを資源化して活用するという施策的な判断で、ごみ量を減らしていくということも考えられます。

人口プラスアルファ施策という面で、現在推計をしているところでございます。

会長：他にいかがでしょうか。

そしたら私の方で、流れを考えてみたいというふうに思っております。

まず1点目ですけれども、家庭系、それから事業系もそうですが、我々全員の中で、中身の確認できる袋を使う方向で、考えることでいいと思うのですけれども、家庭のごみに関する有料化ということについてですが、ある意味、指定ごみ袋で渡すのだよってということで、ある一定のお金で、指定ごみ袋ではなくても、ごみ袋スーパーとかで買うことにはなるのですけれども、例えば亀山市の指定袋などを通じ

て、間接的な形で有料化を考えるのか。

あるいは、1世帯当たり幾らという形で考えるのか、あるいは家庭系ごみに関しては、しばらく様子を見て事業系に関する部分をまず先にやっていくか、650グラム対200グラムというところで約3分の1位が事業系。事業系の3倍ぐらいが一般の家庭系でそれで857グラムということになっている部分をこれからどういうふうに減らしていくのかというところで、考えていきますよということだろうと思うのですけれども、どういうふうに考えているのかちょっと気が早いのかもしれないけれども、その部分についてはどう考えているのかというのが1点ですね。

もう1点は、今まで亀山の廃棄物対策は4Rでした。私は環境省の3R推進マイスターといって、3Rというのは英語じゃないですか。推進は日本語じゃないですか。マイスターはドイツ語じゃないですか。そのようなネーミングのところ主旨に対して上がってはいるのですけれども。

自治体によっては4Rがある、やっぱり5Rもあり、そういう形でリフューズと言っていいでしょうか、断るよという形。縮減するよとか、再使用するよ、リサイクルするよっていうところの部分ですが、最近環境省もそうですけれども一般的に循環型社会、サーキュラーエコノミー、そういうところの部分においては、必ずっていうことは3RプラスRっていうこれもまたちょっとわかりにくい言葉ですけれども、そういうところに今まで亀山市が4Rということでリフューズ、最初から断るっていうことで今までこられたのですけれども、これからの取り組みの方針を見てみますと、抑制するリデュース。再使用するリユース、再生利用をするリサイクルこの3つ変わらない形になっているのだなっていうのですけれども、もう1つが適正に処理する。というところのところになっておりますから、何を今までリフューズという形でやっていたものと、一斉に処理するっていうところのリニューアルという時代の流れなどで、きっと悩むことになると思います。そういうところにおいて、まさにこの場であったら、市の皆様と委員の皆様と地域の皆様とで考えなければならぬと思うのですが、ここが今までの中へ新しい流れ、そういったところの部分で、新しい環境基本計画の見直しと共に、我々が廃棄物にどうするかというところは、やわらかく考えてよいのか。いや、今までの要があるというところの部分を基礎にしてやっていくのだということで考えたほうがいいのか。

今までの推進の方針としての柱はどう考えたらいいのだろうっていうことを、申し上げているのですが、まだ完璧な考え方とかはこれからやっていくのだろうと思うけれども、どう考えているのでしょうか。

チームにいろいろな意見をいただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局：この循環型社会を構築していくに当たりまして、本市の考えとしては、4R、まず断ります。詰め替えをとか使えるものなどを、まず断って抑制して、詰め替え用とか最新の詰め替えるような容器にしていく。4Rを使って、リユース再使用で最後にリサイクルできるものを処理すると考え、今後もオーバルの考えは踏襲していきたいなとは思っております。

ごみの有料化については、人口減少も相まってですね、ごみの排出量も年々減少しておりますし、市民事業者のいろんな取組によってごみも減ってきております。

今後このごみの排出量を見てですね、逆に増えていくようであれば、ごみの有料化っていうのもやっぱり検討していくべきではないかと思っております。他の自治体のごみの有料化に踏み切ったとかの状況を見ますと、ごみが増えてきたというところについては、もう有料化をしているような状況もありますので、今後のごみの排出量を見ながら検討していく必要があると思っております。

会長：ありがとうございます。

今のところで 57 ページの最後のセンテンスというか部分を見ると有料化の検討を行います。

有料化に関して検討を行いますということで、一旦終わっています。有料化を行いますじゃなく、検討するということの部分で、いろいろ考え方とかを入れるっていうのはよいのではないかと思っていて、皆さんが頑張って減らせば減らすほどお金払わずにできますよということにもなる。それが 4R だということの部分に亀山が今までやっていたところを繰り返しながらやっていく、そういうことで今の段階で考えているということによろしいでしょうか。

事務局：ごみの有料化っていうのは、ごみを減らすための最善策であるかなとは思いますが、現時点では、4R を推進して、ごみの排出抑制をすることが重要ななと思っていますので、現時点ではこの検討するにとどめてございます。

会長：皆様にとって結構直結している問題なのかもしれないので、考えましたが。

委員：どんなふうに、最初の目的では少しでもごみをどう減量していくか、環境的には非常に厳しくなるに決まっているので、そういったあたりはお金からでもそういう意識はどう持ってもらわなければならないのかと思うのですけれども、ついつい、諸情勢で財布の紐が固い状況になってきている中で、非常に難しい

悩ましい問題であろうとは思いますが。

会長：どうもありがとうございます。今の段階ではどうなりますか。

56、57 ページのところの適正に処理するというところの問題ですが、皆様にふってもらって、ある意味では当たり前でしょうっていう形になっていくのか、一斉に処理するっていうことはどういうことだというところの部分で、住民説明会だとか、いろんな形で共有しながら進めていくということになるだろうなと思います。

実際に亀山市はここ数年間でも頑張っでごみを減らしているのですよ。事業系が若干横ばいからは、頑張れていないみたいな感じになってデータになってしまったものですから、どうするのっていうところの市民の皆様からの、忌憚のないいろいろな意見をいただきながらやっていくのだろうなというふうに思っております。

委員：事業系のごみ量が増えているということなのですけども、分母が人口にしていますよね。

実際亀山が発展して事業が発展したら、当然経済的な部分も経済情勢が良くなると。事業が発展すれば事業系ごみが増えていくので、人口割で見るとよりは、例えば出荷だとか、そういったもので見るべきなのかなというふうには思います。

そのため彼らが発展すれば発展するほど事業部門でごみが増えていってしまう。だからむしろそれは亀山市として受け入れるべきごみなのかもしれないというふうにちょっと私は感じました。

会長：そういう考えがあった。大事なものだなっていうふうに思っているのですね。

ただ、亀山は最終処分量ゼロなのです。

なぜできたか、結構お金かかったのだろうと思うのですけれども、そのすばらしい施設でこうなっている。

だから、例えば事業者の皆様に協力要請するにおいて、うちの事業があつたりする。拡大することによって資源も消耗するし、廃棄物モデルだけれども、適正な処理をしてくださいねっていうところで、経済的に大きくなったからといって、ごみの廃棄量が増えるという製造関係ではないでしょう。むしろ正反対な方向だってあるだろう。部分はちゃんとうまく一緒に二人三脚でやっていくということが、また亀山らしいということなのかもしれません。

いろいろな部分でこれからの取組、具体的にどうするっていうところの部分においては、まだかなり重要なところになっていくのだろうなっていうふうに思ってお

ります。そこに皆さんの1+1が2ではないのだったというような形でのモデルを成功していただければ、ありがたいと思います。どんどん一緒に、ともに歩むという行政の皆さんの負担が大きくなるのかもしれないけど、これこそ産官学民の連携という形でやっていくことなのかなあと思いました。

事務局：先ほど武田室長が申し上げられましたとおり、商業部門等でも空き店舗を活用した取組を進めておりまして、いろんな店舗も増えてきております。そういったことからこの事業所のごみも増えていると。

一方で会長ご存じのとおり、いろんな工業団地もいろんな大企業が来て、出荷額も増えているのです。そうするとCO2の排出量もそれに合わせて増えているのです。経済も回していかなきゃいけない中、環境を守っていかないとなかなか難しいところがございます。

会長：これが環境省の計算でみんな悩んでいるのはそこで、わけがわからないし、綺麗ごとばかり言うのですけれども、具体的にと言ったときに答えられないっていうか、答えは100あれば100かもしれないということなので、亀山はいつもそうなのですけれども、一番のターニングポイントになるときに关わるのですよ。これはもう、早くやったからっていう発想になっちゃっていいのですね。だから、そういうところが亀山市民の皆様が高い環境意識だとか、行政の皆様のご努力などでいつも先に先に進めてもらってございましたので、今までの流れを汲んでいただきたいなと思っておりました。

市民の立場から見ると、また有料化なのかとか、そういう形だけではなくて、いろんな選択肢の中で、真剣に考えるぞっていうところがアピールできるようにしていくのかなあというふうに思いましたので、今日この場では、この最後のページの部分に関して、文言は変えませんが、いろいろ考えなければならないという私なのかなと思ったりもしました。

その他にいかがでしょうか。表の1と2も合わせた形で、大丈夫なのでよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

本当に長時間にわたって真剣に議論をしていただいてありがとうございます。

それから今日のもう1つ最後のその他になっておりますが、その他何かありますでしょうか。では、その他の事項について事務局からお願いします。

事務局：それではその他の事項に移らせていただきます。

ただいまご説明させていただきました、資料2の第4章、第5章につきましては、中間見直し案に関する意見をいただきたく、皆さんのお手元に用紙を、配付させていただきました。FAXメールで結構でございますので、本日いただいた意見以外にも、ご意見がございましたら、7月15日水曜日をめどに、ご意見をいただければ幸いです。また、特に意見の用紙は自由ですので、配付用紙を使っていたかなくとも結構でございます。

それから、本日追加で配布をさせていただきました資料、令和8年6月23日開催の、市長定例会において、パブリックコメントを実施するにあたっての記者会見資料でございます。こちらにつきましては、亀山市次期ごみ処理施設の基本構想案につきまして、策定の目的、それから施設の概要、基本方針、パブリックコメントのことが明記されております。

パブリックコメントにつきましては、6月25日発行、7月1日号の広報にも掲載をしておりますが、7月1日から7月30日まで実施させていただきます。いただきましたご意見を集約して、8月下旬に公表を行う予定でございます。

今後のスケジュールにつきましては、まず本日6月30日、廃棄物等の減量推進審議会を開催させていただきました。

この2日後、7月2日には環境審議会が開催されます。そして8月には亀山市議会産業建設委員会協議会へ骨子案を、提出する予定でございます。

そして11月には再度この廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。再度ご意見のとりまとめを行わせていただきます。

そして年明けの1月には、再度産業建設委員会協議会へ提出し、そしてパブリックコメントを実施して、環境基本計画を策定するというふうな流れで現在進めております。

私の方からは以上でございます。

会長：ありがとうございました。

ただいまお話がありましたように、何にもないときは、年に1回か2回だったかもしれないけれども、今年はあたり年のようなので、皆様いろいろ大変お力を貸していただくということであろうかと思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

そうしましたら、私のところから事項書に基づきました議題、その他まで終わらせていただきましたので、最後に事務局の方で締めをお願いいたします。

事務局：皆様長時間にわたり、活発な議論、ご意見をいただきましてありがとうございます。中間見直し案につきましては、たくさんの意見をいただきたいと思っております。

また冒頭で説明をさせていただきました委員の委嘱につきましては、7月31日付けで任期が切れますので、また引き続き委員のご快諾をお願いしたいと思っております。

今回の開催につきましては、先ほど申し上げましたとおり、大体秋ごろを予定しております。そのとき皆さまからいただいたご意見等を反映させた最終案をお示しできればと考えております。

また日程については改めてご案内させていただきます。皆さん長時間どうもありがとうございました。

これをもちまして本日の廃棄物減量等推進審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。